

保育所保育指針では、「保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士などの自己評価を行い結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容などについて、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。」ことが明記されているます。このことに基づき当該保育所では毎年自己評価を公表しており、また、評価の結果を踏まえ、今後よりよい保育を提供できるように努力してまいります。

＜評価について＞
評価については、①保育所保育指針に基づく自己チェックリスト
②保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト に基づき評価しました。

＜評価方法＞ 十分理解できている(十分できている)…◎ 理解している(できている)…○ ふつう…△ 努力が必要…×		評価			
No.	チェックシート	◎	○	△	×

I 園の基本姿勢について(5項目)

教育・保育理念や目標					
Q1 園の保育理念や保育目標を理解している。	32%	47%	21%	0%	
Q2 保育理念及び目標と保育所保育指針の関係を理解し、全体的な計画に基づき指導計画を立てている。	26%	32%	42%	0%	
保育所としての社会的責任の理解					
Q3 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。	63%	37%	0%	0%	
Q4 入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めている。	68%	32%	0%	0%	
職員としての心構え					
Q5 就業規則などの施設規則を理解し、守り、業務遂行にあたって正確・迅速、かつ、こまめに報告・連絡・相談・確認を実践している。	63%	37%	0%	0%	

II 保育所保育指針(93 項目)

第1章 総則

第1章 総則
第2章 保育の内容
第3章 健康及び安全
第4章 子育て支援
第5章 職員の質の向上

第1章 総則(37項目)

1 保育所保育に関する基本原則					
(1) 保育所の役割					
Q6 第1章総則の1 保育所保育に関する基本原則に記載された保育所の3つの役割を知っている。	27%	42%	26%	5%	
Q7 第1章総則の1 保育所保育に関する基本原則による保育士として、子どもを保育するとともに専門性の向上に努めている。	16%	74%	10%	0%	
(2) 保育の目標					
Q8 保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の6つの目標を目指して行うものであることを知っている。	16%	47%	32%	5%	
Q9 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その役割に当たっている。	53%	37%	10%	0%	
(3) 保育の方法					
Q10 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めるよう留意している。	48%	47%	5%	0%	
Q11 子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で健康の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えている。	42%	48%	5%	5%	
Q12 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じ、子どもの個性に十分配慮しながら保育している。	48%	47%	5%	5%	
Q13 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするように援助している。	37%	47%	16%	0%	
Q14 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構築し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育をしている。	37%	42%	21%	0%	
Q15 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受け止、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助している。	37%	42%	21%	0%	
(4) 保育の環境					
Q16 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがあり、こうした人、物、場などが相互に関連し合い、子どもの生活が豊かになるものとなるように環境を構成し、工夫することを知っている。	43%	42%	10%	5%	
Q17 第1章総則の1 保育所保育に関する基本原則による4つの事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育している。	10%	16%	56%	16%	

(5) 保育所の社会的責任					
Q18 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、自園が行う保育の内容を適切に説明するよう努めている。	10%	16%	58%	16%	
2 養護に関する基本的事項					
(1) 養護の理念					
Q19 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことがその特性であることを知っている。	37%	53%	10%	0%	
(2) 養護に関わるねらい及び内容					
ア 生命の保持					
Q20 生命の保持のねらい4点について知っている。	10%	48%	26%	16%	
Q21 生命の保持の内容4点について知っている。	10%	42%	32%	16%	
イ 情緒の安定					
Q22 情緒の安定のねらい4点について知っている。	16%	48%	20%	16%	
Q23 情緒の安定の内容4点について知っている。	16%	42%	26%	16%	
3 保育の計画及び評価					
(1) 全体的な計画の作成					
Q24 保育の目標を達成するために、自園の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成することを知っている。	32%	47%	16%	5%	
Q25 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されている。	26%	48%	25%	0%	
Q26 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、領域計画、食育計画等を適じ、創意工夫して保育できるよう作成されている。	32%	37%	28%	5%	
(2) 指導計画の作成					
Q27 全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成している。	37%	42%	21%	0%	
Q28 指導計画の作成に当たっては、保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえている。	37%	37%	21%	5%	
Q29 3歳未満児は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に応じて、個別的な計画を作成し、3歳以上児は、個の成長と、子ども相互の関係や協力的な活動が促されるように配慮し、異年齢で構成される縦やグループでは、一人一人の子どもの生活や発達、発達過程などを把握し、適切な援助や環境提供ができるよう配慮している。	37%	42%	21%	0%	
Q30 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見直し、生活の危険性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定している。	48%	20%	26%	0%	
Q31 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮している。	53%	37%	10%	0%	
Q32 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状況に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けている。	27%	58%	10%	5%	
Q33 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状況を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けている。	37%	42%	21%	0%	
(3) 指導計画の展開					
Q34 組織長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えている。	53%	47%	0%	0%	
Q35 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で徐々に変化することに着目して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行っている。	32%	53%	15%	0%	
Q36 子どもを主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助している。	26%	63%	11%	0%	
Q37 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の役割を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づき保育の内容の見直しを行い、改善を図っている。	37%	47%	11%	5%	
(4) 保育内容等の評価					
Q38 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	42%	32%	26%	0%	
Q39 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程などにも十分配慮するよう留意している。	42%	37%	21%	0%	
(5) 評価を踏まえた計画の改善					
Q40 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価、これに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全員が共通理解をもって取り組んでいる。	26%	53%	16%	5%	
4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項					
(1) 育みたい資質・能力					
Q41 幼児教育を行う施設として共有すべき事項及び生涯にわたる生きる力の基礎を培うため示された保育の目標を踏まえ、保育所として一体的に育むよう努める「資質・能力」の3本の柱の内容を知っている。	11%	47%	32%	10%	
(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿					
Q42 幼児教育を行う施設として共有すべき事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目を知っている。	21%	47%	16%	16%	

第2章 保育の内容（33 項目）

Q43 第2章保育の内容に示す「ねらい」、「内容」の意味を知っている。	21%	37%	42%	0%
Q44 保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであることを理解している。	42%	59%	0%	0%
Q45 「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であることを理解している。	37%	63%	0%	0%

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

（1）基本的事項				
Q46 基本的事項としての乳児期の発達について知っている。	32%	36%	32%	0%
Q47 乳児期の領域「三つの視点」について知っている。	11%	42%	42%	5%
（2）ねらい及び内容				
Q48 「健やかに伸び伸びと育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	16%	47%	32%	5%
Q49 「身近な人と気持ちが届く合う」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	16%	47%	32%	5%
Q50 「身近なものと同わり感性が育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	21%	42%	32%	5%

（3）保育の実施に関わる配慮事項				
Q51 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づき保健的な対応を行っている。	32%	47%	21%	0%
Q52 一人一人の子どもの発達の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めている。	36%	32%	32%	0%
Q53 乳児保育に関わる職員間の連携や保健施設との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応し、栄養士及び管理栄養士が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。	42%	37%	21%	0%

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

（1）基本的事項				
Q54 基本的事項としての1歳以上3歳未満児の発達の内容について知っている。	26%	21%	53%	0%
Q55 1歳以上3歳未満児の「5領域」について知っている。	37%	32%	31%	0%
（2）ねらい及び内容				
Q56 1歳以上3歳未満児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	10%	64%	26%	0%
Q57 1歳以上3歳未満児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	10%	68%	21%	0%
Q58 1歳以上3歳未満児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	10%	64%	26%	0%
Q59 1歳以上3歳未満児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	10%	64%	26%	0%
Q60 1歳以上3歳未満児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	10%	64%	26%	0%

（3）保育の実施に関わる配慮事項				
Q61 探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。	53%	42%	5%	0%
Q62 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気づくようになる重要な時期であることから、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重し、促している。	42%	49%	10%	0%

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

（1）基本的事項				
Q63 基本的事項としての3歳以上児の発達の内容と「5領域」について知っている。	32%	42%	25%	0%
（2）ねらい及び内容				
Q64 3歳以上児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	11%	68%	21%	0%
Q65 3歳以上児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	11%	74%	15%	0%
Q66 3歳以上児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	11%	74%	15%	0%
Q67 3歳以上児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	11%	74%	15%	0%
Q68 3歳以上児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	11%	74%	15%	0%

（3）保育の実施に関わる配慮事項				
Q69 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には留意考慮している。	26%	32%	42%	0%

Q70 子どもの発達や成長の援助をねらとした活動の時間については、意図的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であることを理解し実践している。	26%	53%	21%	0%
--	-----	-----	-----	----

4 保育の実施に関して留意すべき事項

（1）保育全般に関わる配慮事項				
Q71 子どもの心身の発達及び活動の支那などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助している。	42%	47%	11%	0%
Q72 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助している。	42%	42%	16%	0%
Q73 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにし、また、子どもの施設や個人室にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を揺るがせることがないようにしている。	42%	47%	11%	0%
（2）小学校との連携				
Q74 保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を築くようにしている。	32%	42%	21%	5%
Q75 保育所保育において育まれた児童、能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めている。	10%	53%	32%	5%

第3章 健康及び安全（13 項目）

1 子どもの健康支援

（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握				
Q76 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握している。	53%	37%	10%	0%
Q77 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図っている。虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っている。	32%	47%	21%	0%
（2）健康増進				
Q78 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。	32%	36%	32%	0%
（3）疾病等への対応				
Q79 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて保健医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めている。	46%	42%	10%	0%
Q80 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うとともに、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、自園の体制構築など、安全な環境の整備を行っている。	56%	37%	5%	0%

2 食育の推進

（1）保育所の特性を生かした食育				
Q81 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を築くことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食をすることを楽しみ、食事を共にし合う子どもに成長していくことを期待するものであることを知っている。	46%	31%	21%	0%
Q82 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食卓の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めている。	42%	26%	32%	0%
（2）食育の環境の整備等				
Q83 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食料や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが行うように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮している。	19%	59%	26%	0%

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

（1）環境及び衛生管理				
（2）事故防止及び安全対策				
Q84 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っている。	37%	42%	21%	0%
Q85 事故防止の取組を行う際には、特に、睡床中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の整備や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている。	53%	42%	5%	0%
Q86 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行っている。	46%	42%	10%	0%

4 災害への備え

（1）施設・設備等の安全確保				
Q87 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う。備品、道具等の配置、保管を適切に行うなど日頃から、安全環境の整備に努めている。	46%	47%	0%	5%
（2）災害発生時の対応体制及び避難への備え				
Q88 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている。	53%	37%	10%	0%
（3）地域の関係機関等との連携				

第4章 子育て支援（4項目）

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

（1）保育所の特性を生かした子育て支援				
---------------------	--	--	--	--

Q89 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めている。	87%	48%	10%	5%
(2) 子育て支援に関して留意すべき事項				

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援				
(1) 保護者との相互理解				
(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援				
Q90 保護者の状況に配慮した個別の支援がとられている。	32%	53%	15%	0%
(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援				
Q91 不適切な養育等が疑われる家庭への支援が確立されている。	37%	47%	16%	0%

3 地域の保護者等に対する子育て支援				
(1) 地域に開かれた子育て支援				
Q92 保育所は、児童福祉法第 48 条の 4 の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることを知っている。	26%	37%	37%	0%
(2) 地域との関係機関等との連携				

第5章 職員の資質向上（6項目）

1 職員の資質向上に関する基本的事項				
(1) 保育所職員に求められる専門性				
Q93 自己評価に基づく課題を把握し、保育所内外の研修等を通じて、自身の職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めている。	32%	53%	15%	0%
(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組				
Q94 保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技術を身に付けられるよう努めなければならないことを知っている。	26%	64%	5%	5%

2 施設長の責務				
(1) 施設長の責務と専門性の向上				
(2) 職員の研修会場の確保等				

3 職員の研修等				
(1) 職場における研修				
Q95 職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくために、職場内での研修の充実が図られている。	10%	27%	58%	5%
(2) 外部研修の活用				
Q96 必要に応じた外部研修への参加機会が確保され、参加している。	16%	27%	47%	10%

4 研修の実施体制等				
(1) 体系的な研修計画の作成				
Q97 保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことを知っている。	10%	32%	53%	5%
(2) 組織内での研修成果の活用				
Q98 外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を支援できる力を身に付けることが重要であることを理解している。	32%	53%	15%	0%
(3) 研修の実施に関する留意事項				

①保育所保育指針に基づくチェックリスト総評

I 園の基本方針について（5項目）

○職員一人一人が自園の保育理念や目標を理解していると思われるが、全体的な計画を今一度見直し職員全体が理解できるようになることが必要。

II 保育所保育指針

第1章 総則（37項目）

○保育所の役割を再確認することができたように思う。特に、保育所の子どもだけではなく、地域の子育て家庭に対する支援を職員一人一人が認識をもってほしい。

○保育の環境について、計画的に環境を構成し保育を行っているが、保育の意図は何か、年齢に合った適切なものが常に考えながら、子どもが自発的に活動できるような環境を整えられるよう見直ししたい。

第2章 保育の内容（33項目）

乳児保育に関わるねらい内容

○乳児の発達をよく理解し、一人一人を大切にしながら愛情豊に保育ができていていると思われる。

○養護における援助と関り、発達の援助として乳児期の領域「3つの視点」をきちんと押さえて計画を立てる。

1歳以上3歳未満

○基本的な運動機能や、身体的機能が自立に向かい、言語面において語彙数も増加し、自分の意思や欲求も言葉で表出する時期であるからこそ、個人差を考慮して保育していくことの重要性を認識して保育する。

3歳以上児

○基本的な生活習慣がほぼ自立し、個から仲間という自覚が出てくるが、個の成長があつての集団作りと捉えることを職員一人ひとりが認識してほしい。

○「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を保育計画の中にきちんと押さえて立案する。

第3章 健康及び安全（13項目）

○子どもたちの健康及び安全には常に留意し、適切に対応できている。危険な事や事故につながるような時は、職員間で情報共有しながら未然に回避できるようにしている。後まわしせず、迅速に対応するよう心掛ける。
○栄養士を中心に、食育計画を立て、アレルギー食にも個別に対応できている。誤食がないようこれからも危機感をもっていきたい。

○災害については、「忘れたころにやってくる」という意識を常にもち、落ち着いた行動ができるよう、避難訓練の実施、マニュアルなどの見直しを行う。

第4章 子育て支援（4項目）

○子ども一人ひとりの生活環境や、成育歴を把握しておくことが必要であることは、職員が意識しながらで事前情報共有し合せて保育にあたっている。

○地域の子育て支援としては十分に機能していないところもある。

第5章 職員の資質向上（6項目）

研修は、積極的に受講できるように促したい。園内でできるオンライン研修などは自ら受講できる環境を整えた。

保育の基本となる保育指針を今一度読み直すきっかけとなるよう、今回は保育指針に沿った評価を行った。

法的な根拠となる指針の読み直しながら、保育の振り返りも必要だと思われる。

また、ポイントが高くなかった地域の子育て支援については、みなが保育所の役割一つとして重要なことであると認識すること。

②保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～ 総評

セルフチェックシートを記入し、気づいたことを記入する。その結果を踏まえ、今後自らどのように保育に取り組む必要があると考える、5つのカテゴリーに分け一人ひとりが記入した。
毎年セルフチェックリストを基に記入しているが、自分を振り返るよい機会になっている。

(1) こども一人ひとりの人格を尊重しない関りについて

時間に余裕がない時や自分自身に、余裕がなくなると、子どもが頑張っているのに手伝ってやったり、急がせる言葉かけになってしまうことを反省する。どんな時も計画をきちんと立て、余裕をもつことを心掛けたい。
また、たとえ乳児であれ、保育者が一方的に判断せず、行動をする前に意思確認や声掛けを行いたい。

(2) 物事を強要するようなかかわり、脅迫的な言葉かけについて

肯定的な言葉かけをしているつもりであるが、語気が強くなったりしていることもある。注意した後は必ずその理由を分かりやすく説明したり、一緒に考えたりしながら、子ども自身が納得して行動できるようにしていく必要があると思う。

(3) 罰を与える・乱暴なかかわりについて

罰や乱暴なかかわりは、決してあってはならないことは全職員が認識している。しかし、危険な行動をしている時相手にケガを負わせるような場合は毅然とした態度で注意することも必要だとも思う。
何故いけないのか、成長段階を考慮し、見通しをもった丁寧な言葉かけを心掛けたい。

(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわりについて

子ども一人ひとりの家庭環境や成育歴も異なることを常に考慮しながら、子どもも保護者も受け入れていく。
保護者支援も保育士の重要な業務であることを念頭に、育児と仕事の大変さ不安な気持ちに寄り添い、子育ての喜びや楽しさを感じてもらおうよう支援していきたい。

(5) 差別的なかかわりについて

大人の差別的な表現や行動は、乳幼児期に多大な影響を与えることを常に意識して保育していく。
保育以外の生活の中からも、一人ひとりの違いを大人が認め合うことを大切にしていきたい。

このセルフチェックリストを毎年行い、自身の保育の振り返りを行うことが大切だと思う。

何気ない言葉かけが、子どもを傷つけるような言葉になっていることもあったのではないかと反省する。
園では、保護者以上に子どもと関わる時間が多い私たちである。この大切な時期に子どもと関わる者として言動を常に意識しないといけないと痛感する。
この振り返りを今後の保育に生かしていけるよう、こどもの気持ちに寄り添った保育を行っていきたい。